入札説明書

東北森林管理局岩手南部森林管理遠野支署の令和８年度素材生産事業及び造林事業（伐採系の森林整備事業を含む。）に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公　告　日　　令和８年10月19日

２　支出負担行為担当官等
分任支出負担行為担当官
岩手南部森林管理遠野支署長　田村　喜信

３　事業概要

(1) 事 業 名　　森林環境保全整備事業（新里地区）

(2) 作業場所　　岩手県遠野市綾織町新里字新里国有林260林班い１小班外５

(3) 事業内容　　別紙内訳書のとおり

(4) 事業期間　　契約締結日の翌日から令和９年２月26日まで

(5) 本事業は、提出された競争参加資格確認申請書及び技術提案書（以下「申請書及び技術提案書」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用事業である。

(6) 本事業は、令和８年度国有林野事業における技術提案資料等の簡素化対象事業である。

(7) 本事業は、賃上げを実施する企業等に対して総合評価における加点を行う事業である。

(8) 本事業の入札は、電子調達システムにより行う。
なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

４　競争参加資格要件等
本事業の入札に参加できる者は、次の全てに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70

条及び第71条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　令和07･08･09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格の「物品の製造（その他）」）を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加者の資格に関する公示（令和７年１月31日）によって決定された等級が本事業に対応している者は、自己の等級より下位への入札及び自己の等級より上位への入札に参加できる。
　なお、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第45号）第５条第３項に基づく認定を受けている事業主（以下「認定事業主」という。）が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で対象等級と同規模の事業実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績）を有している者であること。
　なお、この事業の等級は、Ａ等級である。

（参考）生産の等級区分（資格：物品の製造（その他））

等　級	競争参加者（数値）
Ａ	７０点以上
Ｂ	５０点以上７０点未満
Ｃ	３５点以上５０点未満
Ｄ	３５点未満

⑶ 共同事業体にあっては、次の全ての要件を満たすものであること。
① 協定書に基づき結成された共同事業体であること。
② 競争制限とはならない共同事業体であること。
③ 構成員の全てが、全省庁統一資格の「物品の製造（その他）」の資格を有すること。
④ 共同事業体が入札する事業に、構成員が入札を行わないこと。
⑤ 共同事業体の等級は代表者の等級とし、⑵に定める等級とすること。
（代表者が認定事業主である場合においても⑵に定める等級であること。）

⑷　令和07･08･09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格の「物品の製造（その他）」）を有し、競争参加を希望する地域において、「東北」を選択している者であること。（共同事業体にあっては、構成員の全てが「東北」を選択している者であること。）

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法

に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月31日）９(2)に規定する手続きをした者を除く。）でないこと。

(6) 平成22年４月１日以降（過去15年間（入札公告日の属する年度含まない））に、入札公告の事業又は同種の事業を完了した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績）がある者とする。

なお、同種の事業とは、立木の伐採及び木材の搬出（立木の伐採のみの事業は含まない。）とする。

ただし、発注対象事業より下位の等級に格付けされた認定事業主が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で平成22年４月１日以降（過去15年間（入札公告日の属する年度含まない））に対象等級と同規模の事業を完了した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した事業実績）がある者とする。

また、入札公告日の属する年度の前年度及び前々年度の２年間に、入札公告の事業及び同種の事業について、事業成績評定通知書を受けた者は、入札しようとする者の２年間の契約毎の評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。

(7) 配置を予定する技術者にあっては、入札参加者が直接雇用しており、技術者の資格のいずれか（次に掲げる①から⑪まで）を有していること。

技術者の資格とは、以下のとおり

① 技術士（林業、森林土木、林産）
② 林業技士（林業経営、林業機械、森林土木、森林評価）
③ グリーンマイスター（基幹林業技能士）
④ ニューグリーンマイスター(基幹林業作業士)
⑤ グリーンワーカー（林業技能作業士）
⑥ フォレストマネージャー
⑦ フォレストリーダー
⑧ フォレストワーカー（林業作業士）
⑨ 青年林業士
⑩ １級林業技能士又は２級林業技能士
⑪ 森林総合監理士

なお、上記の資格を有しない場合、平成22年４月１日以降（過去15年間（入札公告日の属する年度含まない））に、入札公告の事業又は同種の事業（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡しが完了した同種事業に従事した代表的なもの（事業規模の大きいもの）のうち次の優先順位（①現場代理人として経験した事業、②現場代理人以外で経験した事業。）に基

づくこと。）に３年以上従事している者であること。
　また、配置予定技術者の、同種事業に３年以上従事していることを証明するための契約書又は従事したことが証明できる書類等を「３ヶ年度」分（年度毎に１件）添付すること。

(8) 労働安全衛生規則等に基づき必要とされる下記資格保有者を配置できること。
① チェンソーを使用する作業
ア 改正前労働安全衛生規則第36条第８号特別教育の修了者については、伐木等の業務（基発第0214第９号第２の１特別教育（補講））を受講済者であること。
イ 改正後労働安全衛生規則第36条第８号修了者であること。
② 車両系建設機械運転技能講習又は不整地運搬車技能講習の修了者、伐木等の機械の運転業務に関する特別教育、走行集材機械の運転業務に関する特別教育、簡易架線集材装置等の運転業務に関する特別教育、地山掘削作業主任者、はい作業主任者、架線作業を行う場合は林業架線作業主任者及び機械集材装置の運転の業務に関する特別教育の受講済者のうち、従事予定者のいずれかが有していること。

(9) 以下に定める届出をしている事業者であること。（届出の義務がない者は除く。）
・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(10) 申請書及び技術提案書の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年６月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月４日付け26林政政第338号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(11) 上記３(1)に示した事業に係る条件調査等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。
① 「条件調査等の受託者」とは、次に掲げる者である。
日本森林林業振興会
② 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者」とは、次のア又はイに該当する者である。
ア　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている業者
イ　業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者

(12) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア　親会社と子会社の関係にある場合

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

ア　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等共同組合法若しくは森林組合法等に基づき設立された法人等であって、上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(13) 当該事業に係る申請書及び技術提案書が適正であること。

その記載内容が適正でない又は未提出の場合は入札参加を認めない。

なお、本事業は令和〇年度国有林野事業における技術提案資料等の簡素化対象事業であるため、以前提出した書類の内容に異同がない場合に限り、当年度に公告した入札参加時に提出した当該資料をもって、提出を省略することができる。

(14) 当該事業の入札説明書及び見積りに必要な図書等を発注者の指定する方法での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。

(15) 農林水産省発注事業等からの暴力団排除の推進について（平成20年３月31日付け19東経第178号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む。）に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(16) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和３年２月26日付け２林政経第458号林野庁長官通知）に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること。（規範の内容に相当する既存の取組を含む。）

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業

者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け解説資料」は、林野庁ホームページに掲載。
(https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkihan.html)

(17) 当該事業は素材検知を含んでいるため、素材の検知業務に関する２年以上の経験を有し、素材検知業務の実績がある者を雇用していること。ただし、現場代理人と検知業務の実績がある者は兼務することができるものとする。

５　競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、全省庁統一資格の資格確認通知書の写し、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく都道府県知事の認定書の写し、申請書及び技術提案書を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、共同事業体は、協定書の提出も行い確認を受けなければならない。

上記４(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び技術提案書を提出することができる。この場合において、上記４(1)及び(3)から(16)までに掲げる事項を満たしているときは、入札の時において上記４(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記４(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術提案書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 申請書及び技術提案書の提出期間、場所及び方法

① 提出期間

令和８年10月20日（火）の午前９時00分から令和８年11月２日（月）の午後３時00分まで。

なお、承諾を得て紙入札による場合は、上記期間（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前９時00分から午後５時00分まで。（正午から午後1時までを除く。）

② 提出方法

申請書等の提出は、電子調達システムを用いて提出すること。ただし、承諾を得て紙入札による場合は、申請書及び技術提案書を所定の様式により１部作成し、代表者又はそれに代わる者が直接以下に持参又は郵送することにより提出すること。（郵送による場合は提出期限内必着とする。）

〒028-0515　岩手県遠野市東舘町7-39
岩手南部森林管理署遠野支署　総務グループ
電話：0198-62-2670

(3) 申請書及び技術提案書は、別添「競争参加資格確認申請書及び技術提案書作成要領」に従い作成すること。

(4) 申請書及び技術提案書作成説明会等
技術提案書等作成説明会については、原則として実施しない。

(5) 申請書及び技術提案書の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は申請書及び技術提案書の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書及び技術提案書の提出期限の日をもって行う。
ただし、競争参加資格の通知を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、当該者に対し競争参加資格の確認の通知を取り消し、競争参加資格が無いことを通知する。

(7) その他
① 申請書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び技術提案書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
③ 提出された申請書及び技術提案書は、返却しない。
④ 提出期限以降における申請書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官等が承認した場合においては、この限りではない。
⑤ 本公告に係る提出様式は、東北森林管理局ホームページに掲載しているので、ダウンロードのうえ作成、提出すること。
ホーム ＞ 公売・入札情報 ＞ 各種要領及びマニュアル ＞ 生産事業請負様式類
（https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/seisanjigyou_youshiki.html）

６　競争参加資格の通知等
(1) 申請書及び技術提案書の提出者については、競争参加資格の確認結果を申請書及び技術提案書の提出期限日の翌日から起算して７日以内（休日等を含む。）に、電子調達システムにより通知する。ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者には、書面により通知する。

(2) 競争参加資格の無かった者に対しては、理由を付して通知する。

(3) 通知結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い書面により理由についての説明を求めることができる。

① 受付期限
通知を受けた日の翌日から起算して７日（休日等を除く。）以内。
② 提 出 先
上記５(2)②に同じ。
③ 受付時間
休日等を除く午前９時00分から午後５時00分（ただし、正午から午後１時までを除く。）。
④ その他
書面は、代表者又はそれに代わる者が持参又は郵送することにより提出するものとする。（郵送による場合は提出期限内必着とする。）

(4)分任支出負担行為担当官は、(3)に掲げる理由についての説明を求める書面を受取った日の翌日から起算して７日（休日等を除く。）以内に書面により回答する。

７　総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み
① 入札説明書に示された競争参加資格要件を満たしている場合に、標準点100点を付与する。
② 申請書及び技術提案書で示された実績等により標準型においては最大88点、簡易型においては最大73点の加算点を付与する。
③ 得られた「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

(2) 評価項目
評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。
標準型における項目
① 事業計画
標準型及び簡易型における項目
② 企業の事業実績に関する事項
③ 配置予定技術者等の能力に関する事項
④ 地域貢献に関する事項
⑤ 企業の信頼性
⑥ 賃上げの実施を表明した企業等に関する事項

(3) 落札者の決定方法
① 入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除した評価値｛評価値＝（標準点＋加算点）÷入札価格｝を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。
ア　入札価格が予定価格(税抜き）の制限の範囲内であること。

イ　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

② 上記①において、評価値が最も高い者が２者以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定する。

ただし、当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

③ 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(4) 評価内容の担保

実際の実施に関しては、落札者は事業計画に記載された内容により実施することとし、採用された技術提案の実施を担保するため、必要に応じて加除訂正を行った上で当該技術提案を契約書に添付するとともに、その実施を約する旨の条項を付する。

事業完了後の検査の際、履行状況について確認を行う。請負者の責により記載内容が満足出来ない場合には、満足出来ない評価項目ごとに、事業成績評定の点数を3点ずつ減ずることとする。

さらに、契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことがある。

(5) その他

①　評価基準等詳細については、別添「競争参加資格確認申請書及び技術提案書作成要領」のとおりとする。

②　賃上げ表明をした落札者において、事業年度により賃上げ表明した企業は当該事業年度の「法人事業概況説明書」を決算月（表明書に記載の事業年度の終了月）の末日から記載して３ヶ月以内、暦年により賃上げを表明した企業においては当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の３月末までに提出とし、従業員への賃金引上げ実績整理表及び添付資料を電子メール又は郵送で、期限内に下記送付先に提出すること。

なお、具体の内容や提出様式等については東北森林管理局ホームページから情報等を入手すること。

（https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/tinage.html）

送付先：〒010－8550 秋田県秋田市中通５－９－16

東北森林管理局 経理課

電話：018－836－2084
メールアドレス：t_keiri@maff.go.jp

８　入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は任意）により提出すること。

① 受領期限　　令和８年10月20日（火）から令和８年11月24日（火）まで。
持参する場合は、上記期間の休日等を除く毎日の午前９時00分から午後５時00分まで。
ただし、正午から午後1時までを除く。

② 提出場所　　上記５(2)②に同じ。

③ そ の 他　　書面は持参又は郵送することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。（郵送による場合は提出期限内必着とする。）

(2) (1)の質問に対する回答書は、東北森林管理局ホームページに掲載する方法により公表する。

（https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/nyusatsusetsumei_shitsumon_kaitou.html）

期　　間　　令和８年10月20日（火）から令和８年11月26日（木）

９　入札及び開札の日時、場所等

本事業の入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により参加することができる。

(1) 電子調達システムにより参加する場合

令和８年11月20日（金）午前９時00分から令和８年11月25日（水）午後４時00分まで。

(2) 紙入札により入札する場合

令和８年11月26日（木）午後１時15分から午後１時30分まで。

ただし、入札書の受付は、令和８年11月26日（木）午後１時15分（受付時間）から午後１時30分（開札時間）までとする。

また、郵送により入札書を提出する場合は、令和８年11月25日（水）午後４時00分までに必着とする。入札書の日付は令和８年11月26日とする。

(3) 開札の日時

令和８年11月26日（木）午後１時30分

(4) 入札及び開札場所

〒028-0515　岩手県遠野市東舘町7-39

岩手南部森林管理署遠野支署　会議室

⑸ 入札書の提出方法

入札は、電子調達システムを用いて提出すること。ただし、承諾を得て紙入札による場合は、所定の様式（東北森林管理局競争契約入札心得様式第３号）による入札書を直接に又は郵便（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送、その他の方法による入札は認めない。

郵便により入札書を提出する場合は、封筒を二重に使用し、その内封筒には入札書及び積算内訳書を、その外封筒には分任支出負担行為担当官より競争参加資格があることが確認された旨の競争参加資格確認通知書の写しを入れ提出すること。

なお、郵便入札した者は、再入札には参加できない。

⑹ 紙入札により入札する場合は、入札の執行に先立ち、分任支出負担行為担当官が競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを提出すること。（郵送の場合は同封すること。）

また、入札への直接参加者が代理人である場合は、任意の様式によりその旨が確認できる委任状を提出すること。

⑺ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑻ 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者で、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

⑼ 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合、第１回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、第３回目に行う入札についても上記を準用して行うものとする。なお、入札執行回数は原則２回とし、最高でも３回を限度とする。

10　入札保証金及び契約保証金

⑴ 入札保証金　免除する。

(2) 契約保証金　免除する。（前払金の規定を適用する場合は、契約保証金を求めることとする。）

(3) 予決令第86条に規定する調査（低入札価格調査）を受けた者に係る契約保証金の額は請負代金額の10分の３以上とし、前金払いの額は請負代金額の10分の２以内とする。

11　素材生産事業請負及び造林事業請負の積算内訳書の提出

(1) 積算内訳書の提出は、電子調達システムにより提出することとする。

(2) 紙入札により入札する場合は、第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を所定の様式（素材生産事業請負及び造林事業請負の積算内訳書）により提出する。

(3) 提出された積算内訳書は返却しない。

(4) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し、記名した積算内訳書を入札書とともに提出すること。

(5) 入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。
　また、提出された積算内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

12　開札

　開札は、紙入札による入札者がいた場合は競争参加者又はその代理人が立ち会い行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

13　入札の無効

　入札公告において示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び技術提案書に虚偽の記載をした者が行った入札並びに現場説明書、入札説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
　なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

14　配置予定技術者（現場代理人）の確認

　実際の事業に当たって請負者は、事業の継続性等において支障がないと認めら

れる場合で、以下に示す事情が発生したときは、発注者との協議により技術者を変更できるものとする。

(1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。

(2) 請負者の責によらない理由により事業中止又は事業内容の大幅な変更が生じ、事業期間が延長された場合。

(3) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な事業の場合）。

いずれの場合であっても交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び事業経験は、交代日以降の事業内容に相応した資格及び事業経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

15　調査基準価格を下回った場合の措置

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについては、入札者から資料の提出及び必要に応じて事情聴取を行うとともに、関係機関の意見照会等の調査（以下、「低入札価格調査」という。）を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該事業等の事業期間の延期は行わない。

(1) 提出を求める資料等

① その価格により入札した理由
② 積算内訳書
③ 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の内訳
④ 契約対象事業等付近における手持ち事業等の状況
⑤ 配置予定技術者名簿
⑥ 契約対象事業等に関連する手持ち事業の状況
⑦ 契約対象事業等箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との地理的条件
⑧ 手持ち資材等の状況
⑨ 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係
⑩ 手持ち機械の状況
⑪ 労務者等の確保計画
⑫ 事業別労務者等配置計画
⑬ 月別就労予定表
⑭ 過去に施工した事業等名及び発注者
⑮ 過去に受けた低入札価格調査対象事業等
⑯ 安全管理に関する資料
⑰ 財務諸表及び賃金台帳
⑱ 誓約書
⑲ その他、契約担当官等が必要と認める資料

(2) 説明資料の提出期限は、低入札価格調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して７日以内（休日等を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに記載要領に従った調査資料等を提出しない、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とし、指名停止等措置要領に基づき指名停止措置を行うことがある。

(3) 契約担当官等が次の追加資料を求めた場合の提出期限は、連絡を行った日の翌日から起算して５日以内（休日等を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに資料等を提出しない、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合及び提出された資料等に整合性がとれないあるいは記載漏れ等不備が認められた場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

① 積算内訳書等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む）に関する見積書等積算根拠
② 手持資材に関する数量、保管状況写真
③ 販売店等の作成した見積書等
④ 手持機械の状況の写真
⑤ 労務を供給する事業者の承諾書
⑥ 賃金台帳等
⑦ 過去３ヵ年の財務諸表
⑧ 資料提出時における社員すべての名簿

(4) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合は、当該事業の成績評定に厳格に反映するとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 低入札価格調査の方法及び落札者の決定方法については、本入札説明書によるほか「東北森林管理局低入札価格調査マニュアル」（平成21年４月22日付け21東経第44号局長通知）によるものとする。

16 契約書の作成等

契約の相手方が決定したときは、決定してから遅滞なく、別冊契約書（案）に基づき契約書を作成するものとし、落札者が決定した日の翌日から起算して７日（休日等を除く。）以内に契約を締結するものとする。また、落札者の希望により契約手続きに係る書類の授受を電子調達システムで行うことができる。この場合は別冊契約書案によらず、システム上で出力される契約書様式によるものとする。

なお、電子契約を希望した場合であっても、電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には紙契約方式に変更する場合がある。その場合、落札者決定後速やかに分任支出負担行為担当官等に連絡しなければならない。
紙契約方式による場合、以下のとおりとする。

(1) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。

(2) (1)の場合において、契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

(3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語、日本国通貨に限るものとする。

(4) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

17 支払条件

(1) 前金払 無（契約保証金を納める場合は前払金を認めるものとする。）

(2) 中間前金払及び部分払 部分払いのみ 有 （落札者の選択事項である。）

(3) 低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び発注者の損害賠償請求等に伴う違約金の額については、国有林野事業生産事業請負契約約款第４条第３項中「10分の１」を「10分の３」に、第６項中「10分の１」を「10分の３」に、第55条第２項中「10分の１」を「10分の３」に読み替えるものとする。
また、前金払については、国有林野事業生産事業請負契約約款第35条第１項中「10分の４」を「10分の２」に、第５項中「10分の４」を「10分の２」に、「10分の６」を「10分の４」に、第６項中「10分の５」を「10分の３」に、「10分の６」を「10分の４」に読み替えるものとする。

18 その他

(1) 入札参加者は、競争契約入札心得及び契約書(案)を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。なお、東北森林管理局競争契約入札心得のホームページ掲載場所は以下のとおり。
ホーム ＞ 公売・入札情報 ＞ 各種要領及びマニュアル
(https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/index.html)

(2) 申請書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合においては、事業請負契約指

名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、申請書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に配置すること。

(4) 国有林野事業における造林事業請負標準仕様書第20条の全ての要件を満たす場合は下請負を認めるものとするが、同一入札物件に応札した者を下請負とすることはできないものとする。

(5) 入札公告日の属する年度の前年度及び前々年度の２年間に、入札公告の事業及び同種の事業について、契約を実施した署等から通知された全ての事業成績評定通知書の写しを提出しなければならない。

(6) 電子調達システム

① 電子調達システムの利用時間は24時間365日（メンテナンス時間除く）。

② 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は次のとおり。

【電子調達システムヘルプデスクの問い合わせ先】

受付時間：平日９時から17時30分

（国民の祝日・休日、12月29日から１月３日までの年末年始を除く）

電話番号：057-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等を利用の場合）

E-mail：service.p-portal.go.jp

③ 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合は、通知書等発行する場合もあることから必ず確認を行うこと。

(7) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

別紙内訳書

入札物件一覧表

入札番号	等級	事　業　名	作　業　場　所	事業内容	生産予定量（㎥）	履行期限	その他
第１号	A	森林環境保全整備事業（新里地区）	岩手県遠野市綾織町新里国有林260林班い１小班外５	保育間伐（活用型）	1,650	契約締結の翌日～令和９年２月26日	
				保護伐			
				計	1,650		
				検知	1,650		
				植付			

（別添）

素材生産事業請負及び造林事業請負の積算内訳書

１　入札番号　　第　　号

２　事業名

３　事業場所

４　作業種

５　積算内訳

項　　目		主　な　内　訳	金額（千円）
直接事業費	労務費	労務賃金、諸手当	
	材料費	苗木、薬剤、肥料等	
	直接経費	特許使用料、水道光熱電力量、機械経費（組立解体費、輸送費（材料及び労務費を除く））	
間接事業費	共通仮設費	準備費、運搬費、役務費、事業損失防止施設費、営繕費、安全費	
	現場管理費	労務管理費、安全訓練等費用、租税公課、保険料、現場従業員の給料手当（給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費）、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、外注経費、登録費用、雑費	
一般管理費等		役員報酬、本店・支店従業員の給料手当（給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、交際費）、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力、用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費、雑費	
計			
消費税及び地方消費税相当額			
合　　計			

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官

殿

住　所

会社名

役職名　　印

【裏面】　この区分は参考であり、作成は各企業の経費配分で記載してください。

１ 直接事業費
　直接事業費は、事業及び事業に必要な仮施設の設置（共通仮設費に含まれるものを除く）に直接必要な労務費、材料費及び直接経費（特許使用料、水道光熱電力料及び機械経費）
①労務費：労務賃金、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給や諸手当
②材料費：材料費は、事業の実行に必要な苗木、薬剤、肥料等に要する費用
③直接経費：事業の実行に直接必要な経費
　特許使用料：契約に基づき使用される特許の使用料及び使用される特許に関し派遣される技術者等に要する費用
　水道光熱電力料：事業の実行に直接必要な電力使用料、電灯使用料及び用水使用料とし、基本料金は除く
　機械経費：事業の実行に直接必要な機械の使用に要する経費（機械損料、運転経費、組立解体費、輸送費、施設修理費、（材料費及び労務費を除く））

２ 間接事業費
　間接事業費は、共通仮設費及び現場管理費
①共通仮設費
　共通仮設費は、準備費、運搬費、役務費、事業損失防止施設費、営繕費、技術管理費及び安全費
ア 準備費：事業の実施に必要な準備（線引き、測量等）に要する費用
イ 運搬費：機械器具等の運搬に要する費用とし、機械経費及び材料費で支弁すべきものを除く
ウ 役務費：土地の借上げ並びに電力及び水の基本料金等に要する費用
エ 事業損失防止施設費：事業の実施に伴って発生する騒音、濁水、地下水の断絶等を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該施設の維持管理に要する費用
オ 営繕費：事業の実施に必要な現場事務所、労務者休憩所、倉庫等の営繕に要する費用
カ 技術管理費：品質管理、出来高管理、試験等に要する費用
キ 安全費：事業実行上必要な安全対策等に要する費用

②現場管理費
　現場管理費は、請負業者等が現場の管理事務等の処理に要する費用
ア 労務管理費
　現場労働者に係る
ａ 募集及び解散に要する費用とし、赴任旅費及び解散手当
ｂ 慰安及び厚生に要する費用
ｃ 作業用具及び作業用被服の費用とし、直接事業費又は共通仮設費に含まれるものを除く
ｄ 貸金以外の食事、通勤等に要する費用
ｅ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等による給付以外に、災害時に事業主が負担する費用
イ 安全訓練等に要する費用：現場労働者の安全及び衛生、研修訓練等に要する費用
ウ 租税公課：固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課とし、機械経費の機械器具等損料に計上されたものを除く
エ 保険料：自動車保険、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他損害保険の保険料とし、自動車保険に関し機械器具等損料に計上され
オ 従業員給料手当：現場従業員の給料、危険手当・通勤手当・火薬手当等の諸手当及び賞与とし、本店又は支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純事業費に含まれる現場従業員の給料等は除く
カ 退職金：現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額
キ 法定福利費：現場従業員及び現場労働者に係る労働者災害補償保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度及び林業退職金共済制度に基づく事業主負担額
ク 福利厚生費：現場従業員に係る慰安、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利、厚生、文化活動等に要する費用
ケ 事務用品費：事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
コ 通信交通費：通信費、交通費及び旅費
サ 交際費：現場への来客等の対応に要する費用
シ 補償費：事業の実行に伴って通常発生する物件の毀損等の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費
ス 外注経費：　事業を専門業者等に外注する場合に必要となる経費
セ 登録費用：事業実績等の登録に係る経費
ソ 雑費：アからセまでに属さない諸費

３ 一般管理費等
　一般管理費等は、請負業者等の本店及び支店における業務の処理に要する費用（以下「一般管理費」という」並びに付加利益
①一般管理費
ア 役員報酬：　取締役及び監査役に対する報酬
イ 従業員給料手当：本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
ウ 退職金：退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
エ 法定福利費：本店及び支店の従業員に係る労働者災害補償保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
オ 福利厚生費：本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞、福利厚生、文化活動等に要する費用
カ 修繕維持費：建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
キ 事務用品費：事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費及び新聞、参考図書等の購入費
ク 通信交通費：通信費、交通費及び旅費
ケ 動力、用水光熱費：電力、水道、ガス、薪炭等の費用
コ 調査研究費：技術研究、開発等の費用
サ 広告宣伝費：広告、公告、宣伝等に要する費用
シ 交際費：本店、支店等への来客等の対応に要する費用
ス 寄付金
セ 地代家賃：事務所、寮、社宅等の借地借家料
ソ 減価償却費：建物、車両、機械装置・事務用備品等の減価償却額
タ 試験研究費償却：新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
チ 開発費償却：新技術及び新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
ツ 租税公課：不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料並びにその他の公課
テ 保険料：火災保険その他の損害保険料
ト 契約保証費：契約の保証に必要な費用
ナ 雑費：電算等経費、社内打合せ等の費用並びに学会及び協会活動等の諸団体会費等の費用

②付加利益
　法人税、都道府県民税、市町村民税等、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支私利息及び割引料・支払保証料その他の営業外費用

４ 消費税相当額：消費税相当額は、事業価格に係る消費税及び地方消費税相当分

事業名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現場説明に対する質問回答書

現場説明に対する質問事項	質問事項に対する回答

紙 入 札 参 加 承 諾 願

１．発注事業名

２．電子調達システムでの参加ができない理由

令和　　年　　月　　日付け入札公告の上記発注事業は、電子調達システム対象案件ではありますが、今回は当社において上記理由により電子調達システムを利用しての参加が出来ないため、紙入札での参加を承諾いただきますようお願い致します。

令和　　年　　月　　日

住所

商号又は名称

代表者氏名

分任支出負担行為担当官
岩手南部森林管理署遠野支署長　田村　喜信　殿

上記について承諾します。

令和　　年　　月　　日

殿

分任支出負担行為担当官
岩手南部森林管理署遠野支署長　田村　喜信